

# 第4回北区環境審議会議事要旨

日時：平成19年10月26日（水）14：00～16：00

場所：岸町ふれあい館 第5集会室

## 【出席者】

### <委員>

丸田頼一会長

小倉紀雄副会長

相羽真知子委員

三浦正久委員

小関和幸委員

風間秀樹委員

内田進午臨時委員

吉川正人委員

田口重子委員

岸田辰夫委員

山中邦彦委員

鈴木將雄臨時委員

園部孝夫臨時委員

古里明瑠委員

原芳子委員

永沼正光委員

福島宏紀委員

磯武福臨時委員

常慶隆一臨時委員

### <幹事>

長田聖次環境課長

依田園子企画課長

小林義宗庶務課長

### <事務局>

環境課環境推進係

## 【次第】

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 事

(1) 「北区地球温暖化対策地域推進計画」の策定について

(2) 路上喫煙の禁止等に関する条例の制定について

4. 閉 会

## 【傍聴人】

傍聴人 7 名

## 【発言要旨】

### < 議 事 >

#### (1) 「北区地球温暖化対策地域推進計画」の策定について

○事務局 今回は具体的な数字、具体的な取り組みについて記載している。国では京都議定書の目標達成計画があり、それは排出権取引を含め、CO<sub>2</sub>排出量を90年度比の「-6%」をめざしている。本計画は国の示す目標達成計画に沿い、各部門で高性能ボイラーや高効率給湯器の導入、高効率の低公害車やアイドリングストップの推進等を各主体が対策を進める。対策を講じない現状維持の場合に、CO<sub>2</sub>排出量は90年度比で表4.2に示すとおり「+3.6%」になると見込まれており、区で啓発・推進することにより、2010年度においての区のCO<sub>2</sub>総排出量は90年度比の「-1.8%」になると予測している。また、この数値に上乗せをしたかたちで、区では-2.0%の目標を提案した。

本計画の具体的なプログラムは施策の体系に示すとおりであり、わかりやすく主体別に表示し、この中で区としてできる部分について、どれをやれば効果があがるかを検討した。その重点施策としては、1つ目に「省エネ型ライフスタイルへの転換」とあり、今の暮らしを変えずにどうすれば使っているエネルギーを減らすことができるかを提示している。2つ目として「新エネルギーの導入」とあり、太陽光発電や天然ガス自動車などが挙げられる。区では個人宅や事業者の新エネルギー機器導入促進に向けて、補助事業ができないかを検討している。また、国で新エネルギーの概念を検討している段階であり、表現の仕方が変わる場合もある。

3つ目に「建築物の省エネルギー化」とある。区のCO<sub>2</sub>総排出量を調べると民生家庭部門と民生業務部門が90年度比で増えていることがわかる。その原因として中小規模の建物が多いことがあげられ、これらの建築物の省エネルギー化を推進しなければ区のCO<sub>2</sub>排出量を抑えるのは難しいのではと考えている。緑化については区では先進的に推進しているが、こちらも新しいものを提案できればと考えている。4つ目の「環境教育の推進」については、直接CO<sub>2</sub>排出量を削減できるものではないが、国は地方公共団体の役割として、地域住民等への情報提供と活動推進に努めるよう示している。

そして区では今まで環境リーダーの養成を行っており、来年度より環境大学の事業を実施することとなっている。区としては環境教育・啓発を充実させ、将来的な環境保全に取り組みたい。

資料2では、削減目標の他区との比較を示しているので参考にしてもらいたい。

最後に、本計画の推進体制は、行政のみではなく、区民、事業者、団体等と協働して取り組み、効果を検証しながら次に生かしていきたいと考えている。

○会長 意見を伺いたい。

○委員 CO<sub>2</sub>排出量の中で産業部門が90年度に比べ、-49.5%と大きく減少しているのが目立つが、これは大規模事業所の減少に伴うものか。また、重点施策4の環境教育という文言を使っているが、区民みんなが取り組むべき内容であり、環境学習の方がよろしいのでは。

○事務局 産業部門のCO<sub>2</sub>排出量については、工場の床面積より算出しており、その数字自体が変わった理由が大きい。また、資料1には工場数の推移が記載しており、そこからも読みとることができる。環境学習については、ご指摘のとおりと考えまして、訂正させていただきたい。

○委員 学校教育の中で環境教育がどのような取り組みがなされているか教えていただきたい。地域のボランティアで荒川の水辺の会というのがあり、そこの方が、荒川の河川事務所の方とタイアップし、荒川知水館で勉強したり、周辺に生息している生物について勉強していると聞いている。

○事務局 区ではISOの認証を受けており、その中で学校における環境教育というのが大きな部分になっている。学校によって違いがあり、荒川に面している学校等は、川の清掃などを通して学び、学校によってはビオトープや壁面緑化、お米の栽培などを通して子どもたちに自然のしくみ等を教え、環境教育を行っている。また、小学校5年生に対し、夏休みと冬休みに環境活動自己診断を実施している。

○委員 区民では今まではお金のかからない省エネ活動を行っているが、これからはお金のかかる機器の購入とある。具体的にどのようなことを考えているか。

○事務局 今までは省エネ活動が主だったが、これからは、省エネタイプの電球や家電製品がでており、これらのものに置き換える事により省エネが可能。区として考えているものに、例を挙げると、ガス湯沸器を買い換えることにより、かなりの省エネ効果が見込める機器がある。これらの機器に対し助成事業を検討しているところである。また、遮熱性の塗料やアイドリングストップ装置なども同様に検討を進めている。

○委員 計画を実施する時には、助成事業は確定をするのか。

○事務局 検討の時間が必要である。ただ、太陽光発電や太陽熱温水器等は今でも実施しており、それを拡大などしていくことは可能である。

○委員 区民が計画を実施する意識付けのためには、実施してほしい。

○委員 学校はどのように新エネルギーを導入しているのか。

○事務局 太陽光等の機器はエコスクールという中期計画の事業として実施している。個々の学校については、設計する段階で検討することになっている。

○委員 王子桜田では導入すると聞いているが、いかがか。

○事務局 王子桜田では予定をしている。

○委員 これから学校が新しく統廃合して新しくなるので、できるだけ多くの新エネルギー

機器を導入してほしい。逆に、負荷の点で、新しく小中学校に冷暖房を設置することが決まっているが、どのように負荷を軽減できるか対策はあるか。

○事務局 冷暖房については、かなりの負荷が考えられる。その中で、少しでも負荷を減らすために、屋上緑化や壁面緑化に取り組み、営繕課でも建築物の省エネルギー化へ向けて環境課と話し合いをしているところである。

○委員 北区の人口は減っているが、ワンルームマンションが増えている影響はどのように捉えたらよいか。

○事務局 人口よりも、世帯数が多ければ、エネルギーを多く必要とすることを認識している。また、自分の部屋の部分は認識できるが、共用部分については検討が必要である。

○委員 本計画の策定における国のガイドラインの中で、地域特性とあったが、どういうものだったのか。次に、目標が示されているが、施策を実施していく上で、はたして目標を示したほうがいいのかどうか。次に、プラスチック等は、リサイクルを実施できないのか、全体に環境に負荷をかけないという今の流れを逆行しているように感じており、見解を聞きたい。

○事務局 ガイドラインに求められる地域特性は、人口の問題や工場数等、温暖化に直結する部分としている。目標については、CO<sub>2</sub>排出量は今回示せるものでも2004年の数値が最新である。進行管理をPDCAサイクルで実施するわけだが、3年前のCO<sub>2</sub>排出量しか把握できないという問題がある。分別ごみについては、埋め立て地への輸送時におけるCO<sub>2</sub>排出量と、燃やすことによって発電をするCO<sub>2</sub>削減量は変わらないと聞いている。

○委員 区で廃プラスチックのリサイクルを実施すれば、膨大な費用がかかる。さらに、プラスチックは様々な素材があり、回収をしてもその半分は産業廃棄物として処理せざるを得ない。また、その利用方法も複合素材のため、高炉の原料や建築資材等でしか利用できない。回収方法についても、容器を洗わなくてはならない。そのために大量の水資源を必要とする事実がある。さらにその中間処理施設をつくることも非常に難しいと考えている。

○委員 他の審議会でも一定の理論があったと思うが、パブリックコメントの場で配慮してほしい。目標について、数字を捉えるのではなく、今回示された施策の中で、中期と長期とで示すことができればと考える。

○委員 地域特性で、人口密度を取り上げてみたらよいのではないか。過密になりすぎれば、それは環境によくないのではと考える。次に、重点施策の建築物の省エネルギー化は建物を中心に示されているのですが、今、学校の芝生化を東京都で推進している。これは環境にとって評価されるべきであり、公園についても自然を尊重した、庭園のような公園を都市の計画におおいに取り入れるべき。重点施策の部分にも緑地化など、緑被率を高める施策を加えていただきたい。

○事務局 人口密度については、温室効果ガス排出量の算定に対し適当かどうか検討したい。みどりの基本計画に入っており、加えることは可能であり、検討したい。

○**会長** 人口密度の話があったが、それを深く掘り下げ、CO<sub>2</sub>排出量との関係を分析すれば、一つの指標ができるが、地域推進計画ではその点までは要求されていないため、ご理解願いたい。

○**委員** 資料を見ると産業用部門のCO<sub>2</sub>排出量が、2000年から2004年にかけて増加している。工場の数が減っている中、産業部門は横這いの目標になっているが、もっと対策を講じることができるのでは。次に、施策の体系の部分でISO14001とあるが、ISOのマネジメントは非常に難しく、エコアクション21は、例えば3人の事業所でも適用して効果があがるので、北区にフィットすると考え、併記してほしい。また、荒川区役所ではISOの維持管理の難しさと、費用対効果の面から、エコアクション21に選んだという経緯もある。

○**委員** 産業用部門の2004年が増加している点は、その年の原子力発電所稼働率が低かったため、二酸化炭素排出係数高く、それを考慮すると、2004年が増えているということはない。

○**事務局** ありがとうございます。ご指摘のとおり、ISO、エコアクション21の部分を整理した後、パブリックコメントにかけたい。

○**会長** 目標の数字は小数点第1位まで記載するのが望ましいのでは。次に、エコライフという点で、自転車利用の施策を検討してほしい。

○**事務局** 自転車利用については、関係部署と協議していきたい。

## (2)「(仮)北区路上喫煙の禁止等に関する条例」の制定について

○**事務局** (仮称)北区路上喫煙の禁止等に関する条例骨子の案を示す。歩行喫煙については、条例を規定している20区で、6区が禁止、14区が努力義務だが、近年制定している5区では、4区が禁止、1区が努力義務としている。次に、禁止指定地域について、路上喫煙を規定している11区のうち、区全域としているのは新宿区の1区のみである。次に、喫煙場所については、路上喫煙を規定している11区のうち、9区が喫煙場所を設けている。過料については、路上喫煙を禁止している11区のうち、8区が過料規定を設けており、実際に徴収しているのは、千代田区の2千円、品川、足立区の1千円である。過料規定を設けている8区では、「過料に処する。」としているが、実際に過料を徴収しているのは、千代田区をはじめ3区であることから、「過料に処することができる。」とした。

○**会長** 何に対して禁止とするかは、前回では歩行喫煙、路上喫煙、どちらにも対応できるものをという意向をいただいたが、今回は中間報告を作成するにあたって、区域指定はどうか、罰則はどうかを審議していただきたい。

○**会長** 千代田区は地域指定をはずし、全域にするらしい。千代田区は昼間人口が多く、よそから来る人が多い。そうになると規制するかたちも変わってくる。

○**委員** 路上喫煙はあるが、歩行喫煙が記載されていない。それらの定義について説明してほしい。

○事務局 路上喫煙の定義については、資料「2、定義」にあるとおり、歩行中や同一場所にとどまって喫煙することとなっている。歩行喫煙の定義については資料「7、歩行喫煙の禁止」の部分に含まれるものとした。

○委員 路上喫煙の中に歩行喫煙は含まれるのか。

○事務局 その通りである。

○委員 後で歩行喫煙という文言がでてくるので、資料「2、定義」の中に歩行喫煙を含んでみては。

○事務局 条例化する時にわかりやすく整理をしていきたい。

○会長 誤解のないように記述してほしい。

○委員 資料「7、歩行喫煙の禁止」とあるが、これは立ち止まって吸っている分にはよいのか。

○事務局 歩行喫煙については、区内全域であり、路上喫煙については資料「8、路上喫煙禁止地域等」の中で地域を指定し、禁止している。

○委員 携帯灰皿を持っていればよいという考え方をする方が多いと思うが、そのあたりは明確にしたほうが良いのでは。

○委員 新聞記事で大阪では、禁止区域で火をつけているだけだと言う事例があった。そのため、携帯灰皿も含め、火をつけただけでも対象としていると聞いた。

○委員 路上喫煙の禁止とあるが、条例に記載していないところで、指定地域ではないところでは喫煙していいのか、また、同様にポイ捨ても記載していないので、ポイ捨てをしてもいいのかと考える場合もある。

○事務局 携帯灰皿については、路上喫煙を禁止しているところでは喫煙自体が禁止されている。ポイ捨てについては、「廃棄物の処理及び再利用に関する条例」で区内全域にて禁止している。歩行喫煙の禁止も記載しており、誤解のされないよう十分注意して啓発していきたい。

○委員 商店街等、スタンド型の喫煙場所を設けて自主規制をしているところもあるが、そのような場所は除くのか、地域指定をどのように考えているか説明してほしい。

○事務局 他の区の状況でもそうだが、人の集まる場所というと、駅周辺が考えられる。今回条例の骨子として固まれば、次回以降の審議会で見解をいただきたい。

○委員 過料のところ、「処することができる。」という部分は、今までの議論の反映として、受けとめたい。また、禁止地域を指定して、さらに重点地域を二重に指定しているが、なぜ二重としたか意見をいただきたい。

○事務局 他区の例でも1～7箇所と、いろいろある。北区の場合は駅が多く全てを指定するのは難しい。また、段階的に人数が違うことから、まず広く禁止地域を指定する。その中で特に人数の多い場所を重点地域として指定し、指導員の巡回やキャンペーン等の実施の回数や過料規定を実施する場合等で多少の重みづけが必要ではないかと考えている。23区でこのように

規定している条例は他にはない。

○委員 たしか区には 23 ヶ所の駅がある。その中でどのように指定していくか。禁止地域の指定についてパブリックコメントの折に意見をいただきたいと考えていた。

○委員 公共の喫煙場所を設けているところが増えていると資料にある。やはり、北区でも喫煙場所を駅近辺に設置する方向性を考えたらどうか。

○事務局 資料「8、路上喫煙禁止地域等」の中で、「区長が必要と認めるときは、路上喫煙禁止地域内に喫煙場所を指定することができる。」とあり、喫煙場所を設けていない2区でも、隣接する公園等に設けている場合がある。

○委員 駅周辺の喫煙場所の設置費用はどうなっているのか。

○事務局 J Tの灰皿については、設置費用は別になるが、多くの場所で利用されている。

○委員 J Tはボックス型の灰皿を提供していると資料をいただいております、そのことについて聞いているか。

○事務局 J Tの方から聞いている。

○委員 美化推進委員会というものがあり、現在 30 自治会町会が加盟している。ここで毎月 J Rの駅を中心にポイ捨てを含めた環境美化に対する努力をしている。バスの停留所でもだんだん浸透しており、区民も努力していることをここでPRしたい。

○会長 それでは意見をまとめパブリックコメントにかけさせていただきたい。

#### <今後のスケジュール>

○事務局 地域推進計画については、11月1日～30日。路上喫煙の条例については、要約したものを北区ニュースに掲載するため、11月20日～12月20日を予定している。次回の審議会は平成20年1月10日（木）午後を予定おり、答申にむけてまとめをお願いしたい。